

改修工事（リフォーム）申請について

みずきが丘住宅団地管理組合法人

専有部分のリフォームであっても、事前に管理組合に申請し、許可を得なければなりません。施工の1週間以上前に「改修工事申請書」と「改修工事承諾書」を管理組合宛に提出し、「改修工事許可書」を受け取ってから工事に入ります。

所定の申請用紙は管理事務所にあります。

参考：管理規約 3. 住宅等の改造・模様替え及び修繕等に関する協定
(規約類集改定第3版 P.16)

- ※ 管理組合では、年に一度（11月頃）、各戸の雑排水管の高圧洗浄をおこなっています。水回りのリフォームをされる場合は、
 - ① 台所の排水管は、高圧水に耐えられる材質のものを選択する
(ジャバラ管は不適當です)
 - ② 食器洗い機を排水管につなぐ際は、水が逆流しない構造にする
 - ③ 洗濯機置き場排水管の回りには、清掃作業スペースを作るなどの点に留意し、高圧洗浄作業が可能であることを施工業者に確認してください。

- ※ 台所用ディスポーザーは、当団地の排水管構造および排水処理システムでは使用できません。横浜市の要請もあり、設置禁止といたします。

- ※ 壁内のテレビアンテナ配線は共用部分であり、1階から各階経由して5階まで直列に接続されています。配線に問題が生じた場合、上下階全てのご家庭に影響が出ます。テレビ端子の交換・増設等、壁内テレビアンテナ配線を扱う場合、改修工事承諾書に工事箇所として明記し、必ず団地管理組合法人指定業者（NTT-ME 電話 03-5217-9025 みずきが丘住宅のリフォーム工事についてとお問い合わせください。）に委託してください。
また、テレビ端子を取り外し、壁紙や備え付け家具等で塞ぐ工事は禁止します。
(増設部分は除きます。)

- ※ 過去に住民とトラブルのあったリフォーム業者については、管理事務所に幾つかの情報が寄せられています。契約前あるいは申請時にお確かめください。

以上

改 修 工 事 申 請 書

みずきが丘住宅団地管理組合法人殿

令和 年 月 日

号棟 号室

申請者 _____ 印

TEL : _____

下記条件を了承の下、住居の改修を申請致しますので許可願います。

1. 施工に当たり事前に、上下左右の住民から改修工事承諾書(指定書式)を得て、団地管理組合法人に提出する。(原則として施工の一週間以前に提出)
2. 上記工事承諾書には施工資料(平面図、断面図、カタログ等)及び施工業者に関する資料(社名、住所、電話番号、担当者名等)を添付する。
3. 二階以上の住居の床をフローリングに替える場合には、LL-45 と同等以上の遮音等級性能の商品とする。この条件は申請者から施工業者に必ず伝えること。
 - a. 施工材料の遮音等級を確認できる資料を添付する。
 - b. 施工後に違反が確認された場合は、申請者の責任で即時改修をする。
4. 壁内テレビアンテナ配線は共用部分であり、テレビ端子の交換等、壁内テレビアンテナ配線の工事は、必ず団地管理組合法人指定業者に工事を依頼する。
5. 一般生活に不快を与える騒音、振動作業は平日(月～金)の9時～17時を基本作業時間とする。(12時～13時は休憩。日曜、祝祭日は禁止。)事情により上記時間以外の作業がやむを得ない場合は、申請者の責任で近隣住民の許可を得、団地管理組合法人に連絡してからの作業とする。
6. 資機材の搬入車輛や作業員の通勤車両等の駐車場は、申請者が責任を持って、当団地の来客用駐車場を確保する。
7. 工事に当っては共用部分等を汚損又は破損し、又は他の居住者に迷惑をかけないように配慮するとともに、万が一、事故等が発生した場合には申請者が責任を持って復旧・補償し、解決する。

改修工事許可書

申請者

号棟 号室
様令和 年 月 日
みずきが丘住宅団地管理組合法人
理事長 印

TEL : _____

令和 年 月 日付けで御依頼の件、下記条件を付帯し、許可します。

1. 施工に当たり事前に、上下左右の住民から改修工事承諾書(指定書式)を得て、団地管理組合法人に提出する。(原則として施工の一週間以前に提出)
2. 上記工事承諾書には施工資料(平面図、断面図、カタログ等)及び施工業者に関する資料(社名、住所、電話番号、担当者名等)を添付する。
3. 二階以上の住居の床をフローリングに替える場合には、LL-45と同等以上の遮音等級性能の商品とする。この条件は申請者から施工業者に必ず伝えること。
 - a. 施工材料の遮音等級を確認できる資料を添付する。
 - b. 施工後に違反が確認された場合は、申請者の責任で即時改修をする。
4. 壁内テレビアンテナ配線は共用部分であり、テレビ端子の交換等、壁内テレビアンテナ配線の工事は、必ず団地管理組合法人指定業者に工事を依頼する。
5. 一般生活に不快を与える騒音、振動作業は平日(月～金)の9時～17時を基本作業時間とする。(12時～13時は休憩。日曜、祝祭日は禁止。)事情により上記時間以外の作業がやむを得ない場合は、申請者の責任で近隣住民の許可を得、団地管理組合法人に連絡してからの作業とする。
6. 資機材の搬入車両や作業員の通勤車両等の駐車場は、申請者が責任を持って、当団地の来客用駐車場を確保する。
7. 工事に当っては共用部分等を汚損又は破損し、又は他の居住者に迷惑をかけないように配慮するとともに、万が一、事故等が発生した場合には申請者が責任を持って復旧・補償し、解決する。
8. 特記事項は裏面に記入しているので必ず確認し、厳守すること。

※コピー(裏面も)して管理事務所で保管